

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 7 月13日
【会社名】	全日本空輸株式会社
【英訳名】	ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 信一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	0 3（6 7 3 5）1 0 0 1
【事務連絡者氏名】	総務部長 小辻 智之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	0 3（6 7 3 5）1 0 0 1
【事務連絡者氏名】	総務部長 小辻 智之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

1【提出理由】

平成21年7月1日（水）開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）において募集（以下「海外募集」という。）する当社普通株式の発行を決議いたしましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、平成21年7月13日（月）に海外募集の発行数及び募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して示しております。

ロ 発行数

（訂正前）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式287,500,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
250,000,000株

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式
を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式37,500,000株

国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を
勘案した上で、平成21年7月13日（月）から平成21年7月15日（水）までの間のい
ずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

（訂正後）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式287,500,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
250,000,000株

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式
を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式37,500,000株

ハ 発行価格（募集価格）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方
式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値
のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未
満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に
決定する。）

（訂正後）

259円（海外募集における1株当たりの発行価格である。なお、発行価額との差額は、
引受人の手取金となる。）

ニ 発行価額（会社法上の 払込金額）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方
式により、発行価格等決定日に決定する。）

（訂正後）

248.28円

ホ 資本組入額

(訂正前)

未定

(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とする。)

(訂正後)

124,14円

ヘ 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

71,380,500,000円

(上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

ト 資本組入額の総額

(訂正前)

未定

(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。)

(訂正後)

35,690,250,000円(増加する資本準備金の額は35,690,250,000円)

(上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

ワ 新規発行による手取金の額及び用途

(訂正前)

(1) 新株式発行による手取金の額

払込金額の総額上限	91,856,250,000円 (見込)
発行諸費用の概算額上限	500,000,000円 (見込)
差引手取概算額上限	91,356,250,000円 (見込)

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成21年6月25日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。また、上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。

(2) 新株式発行による手取金の用途

上記差引手取概算額上限91,356,250,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額79,375,000,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限11,891,250,000円と合わせ、手取概算額合計上限182,622,500,000円について、航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定である。

(訂正後)

(1) 新株式発行による手取金の額

払込金額の総額上限	71,380,500,000円
発行諸費用の概算額上限	500,000,000円
差引手取概算額上限	70,880,500,000円

なお、払込金額の総額は、上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した金額である。

(2) 新株式発行による手取金の用途

上記差引手取概算額上限70,880,500,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額61,570,000,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限9,220,500,000円と合わせ、手取概算額合計上限141,671,000,000円について、航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定である。

ワ 新規発行年月日

(払込期日)

(訂正前)

平成21年7月21日(火)から平成21年7月23日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(訂正後)

平成21年7月21日(火)